



## 第2章 社員

(入社)

第5条 この法人の目的に賛同し、入社した者を社員とする。

- 2 社員となるには、当法人所定の様式による申込みをし、理事の承認を得るものとする。

(社員の資格喪失)

第6条 社員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退社したとき。
- (2) 成年被後見人又は被保佐人になったとき。
- (3) 死亡し、又は失踪宣告を受けたとき。
- (4) 除名されたとき。

(退社)

第7条 社員は、いつでも退社することができる。

## 第3章 社員総会

(社員総会)

第8条 この法人の社員総会は、定時総会及び臨時総会とし、定時総会は、毎事業年度終了後3ヶ月以内に年1回開催し、臨時総会は、必要に応じて開催する。

## 第4章 役員

(員数)

第9条 この法人に理事1名を置く。

## 第5章 計算

(事業年度)